

令和8年6月19日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 山本 倫久

炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

大韓民国産の炭酸二カリウムについては、「炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令」（令和3年政令第65号）により、令和3年6月24日から令和8年6月23日までを課税期間として不当廉売関税が課されているところですが、令和7年8月20日から当該課税期間の延長に関する調査が実施されており（令和7年財務省告示第225号）、関税定率法第8条第29項の規定により、当該調査が終了する日までの間、引き続き下記のとおり当該不当廉売関税が課されることとなります。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 該当物品及び統計品目番号
関税定率法の別表第2836.40号に掲げる物品のうち炭酸二カリウム（大韓民国を原産地とするものに限る。）
2. 税率
一般の関税＋不当廉売関税（30.8％）とする。

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門
（06-6576-3313）までお問い合わせください。